つがる市食産業ネットワーク規約

(目的)

第1条 本市の農林水産物等の地域資源の活用し、異業種間の交流を図ること により、本市の6次産業化を促進する。

(名称)

第2条 この会は、つがる市食産業ネットワーク(以下「会」という。)と称 する。

(事業)

- 第3条 会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- 1 つがる市食産業ネットワーク会員(以下、「会員」という。)間の連携強化を図ること。
- 2 有識者等に指導及び助言を求めること。
- 3 情報収集及び提供を行うこと。
- 4 会の活動の周知を図ること。
- 5 その他、目的達成のため必要な事項に関すること。

(会員等)

- 第4条 会員は、下記の全ての条件を満たすこととする。
 - (1) つがる市の農林水産物等の地域資源に関心があり、第1条の目的に賛同する者。
 - (2) 会員間におけるルールやマナーを守ること。
 - (3)暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する者及びその利益となる行動を行う者でないこと。

- (4) 宗教活動や政治活動を目的としないこと。
- 2 会に加入を希望する者は、つがる市食産業ネットワーク入会申込書(様式第 1号)によりつがる市農林水産課長(以下「農林水産課長」という。)に申し 込むもの(以下「申込者」という。)とする。

(役員の種類及び選任)

第5条 この組合には次の役員を置く。

- ① 会 長 1名
- ② 副会長 1名

(役員の職務)

- 第6条 会長はこの会を代表し事業を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し事業を処理するとともに、会長に事故ある時はその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(任期)

- 第7条 役員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠役員の任務は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は辞任または任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは その職務を行わなければならない。

(会費)

第7条 会の入会金及び会費は徴収しないものとする。

(事務)

第8条 この規約に定める事務は、つがる市経済部農林水産課において行う。

(補足)

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産課長が別に定める。

附則

この規約は、平成26年7月29日から施行する。